

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	固定資産税に関する事務	
②事務の概要	固定資産税の評価及び賦課を行うため、固定資産賦課対象者の土地、家屋、償却資産の調査確認を行う。納税通知書及び納付書を作成し、所有者に送付する。評価証明書、公課証明書等、固定資産税に関する書類を交付する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税額の減免等を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。	
③システムの名称	1. 固定資産税システム 2. 収滞納システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
固定資産税に関する事務		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法別表の24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】48、49の項 【情報照会】48の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民生活部 税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 市民生活部 税務課 資産税係 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1816
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(おおむね1年ごと)を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者へのサイバーセキュリティ研修(おおむね1年ごと)を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ①部署	市民生活部 税務課、収納推進課	市民生活部 税務課	事後	機構改革
平成28年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 高山 豊彰、収納推進課長 岡山千丈	税務課長 大岩 伸喜	事後	人事異動
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 大岩 伸喜	税務課長 竹林 幸作	事後	人事異動
平成30年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ①部署	市民生活部 税務課	総務部 税務課	事後	機構改革
平成30年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	備前市役所 市民生活部 税務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301	備前市役所 総務部 税務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301	事後	機構改革
平成30年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	備前市役所 市民生活部 税務課 資産税係 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1816	備前市役所 総務部 税務課 資産税係 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1816	事後	機構改革
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 竹林 幸作	税務課長 馬場 敬士	事後	人事異動
平成31年4月1日	新様式への変更(Ⅳ リスク対策)を追加				
令和3年4月1日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 馬場 敬士	税務課長 今脇 典子	事後	人事異動
令和3年8月12日	I 関連情報 4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正
令和4年7月14日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長 今脇 典子	税務課長	事後	
令和4年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 ②いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	Ⅱしきい値判断項目 ②いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第16の項	番号法第9条第1項 別表第24の項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第16条	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	事後	法改正
令和6年8月30日	Ⅱしきい値判断項目 ②いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	Ⅱしきい値判断項目 ②いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条 別表(第9条関係)第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める	番号法別表の24の項	事後	法改正
令和8年7月9日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	見直し・整理
令和8年7月9日	I 関連情報 5評価実施期間における担当部署 ①部署	総務部 税務課	市民生活部 税務課	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	備前市役所 総務部 税務課 資産税係	備前市役所 市民生活部 税務課 資産税係	事後	機構改革
令和8年7月9日	Ⅱしきい値判断項目 ②いつ時点の係数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正